

## 各人権条約に基づく個人通報制度の即時導入及び パリ原則に準拠した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議

当弁護士会は、わが国における人権保障を推進し、国際人権基準の実施を確保するため、2008年の国際人権(自由権)規約委員会の総括所見をはじめとする各条約機関からの相次ぐ勧告をふまえ、国際人権(自由権)規約をはじめとする各人権条約に定める個人通報制度の即時導入及び国連の「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」に合致した、真に政府から独立した国内人権機関の設置を政府及び国会に対して強く求める。

以上のとおり決議する。

2012(平成24)年6月22日

宮崎県弁護士会

### 提案理由

1 国際人権(自由権)規約などの各人権条約は、締約国における国際人権基準実施のため、個人通報制度を採用している。個人通報制度とは、各人権条約に保障された人権が侵害され、国内での救済手段(裁判)を尽くしてもなお救済されない場合、被害者個人などがその人権条約上の委員会に通報し、救済を求める制度である。

わが国は、国際人権(自由権)規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などの人権条約を批准しているが、これらが有する個人通報制度をこれまで導入してこなかった。

日本の裁判所は、残念ながら人権保障条項の適用について積極的とはいえ、民事訴訟法の定める上告の理由には国際条約違反が含まれず、国際人権基準の国内実施は極めて不十分となっている。

各人権条約における個人通報制度が日本で実現すれば、被害者個人が各人権条約上の委員会に見解・勧告を直接求めることが可能となり、日本の裁判所も国際的な条約解釈に目を向けざるを得ず、その結果として日本における人権保障水準が国際基準にまで前進し、また憲法の人権条約の解釈が前進するなどの著しい向上が期待される。

2 国連決議及び人権諸条約機関は、国際人権条約及び憲法などで保障される人権が侵害され、その回復が求められる場合には、司法手続よりも簡便で迅速な救済を図ることができる国

内人権機関を設置するよう求めており、世界では110か国(2011年現在)で設置されているが、未だ日本では設置されていない。

国内人権機関を設置する場合、1993年12月の国連総会決議「国内人権機関の地位に関する原則」(いわゆる「パリ原則」)に沿ったものである必要がある。具体的には、法律に基づいて設置されること、権限行使の独立性が保障されていること、委員及び職員の人事並びに財政等においても独立性を保障する仕組みを有し、調査権限及び政策提言機能を持つものでなくてはならない。

現在、わが国には法務省人権擁護局の人権擁護委員制度があるが、独立性は認められず、2002年に政府が提案した「人権擁護法案」も人権委員会は法務大臣所管とされ、政府からの独立を求めるパリ原則とはほど遠い内容であった。

2011年12月15日、法務省政務三役は「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」を公表したが、人権救済機関を法務省の外局に設置し、事務局の事務を法務局長・地方法務局長に委任するとしているなど、捜査機関や拘禁施設を抱える法務省内局との関係が分離されているとは言えず独立性の点から大いに問題である。人権侵害からの救済と人権保障を推進するため、パリ原則に沿った新しい人権救済機関の早急な設置が望まれる。

- 3 当弁護士会は、わが国における人権保障を推進し、また国際人権基準を日本において完全実施するための人権保障システムを確立するため、国際人権(自由権)をはじめとした各人権条約に定める個人通報制度を即時に採用し、パリ原則に合致した真に政府から独立した国内人権機関を速やかに設置することを政府及び国会に対して強く求めるものである。

以上